



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年 7月21日金曜日 第1779号外 1

◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例.....	1
知事等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例.....	1
愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県核燃料税条例の一部を改正する条例.....	2
愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例.....	7
愛媛県輸入促進地域における県税の特別措置に関する条例を廃止する条例.....	7
愛媛県公告式条例の一部を改正する条例.....	7
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例.....	8
障害者自立支援法施行条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	8
児童福祉法第62条の3の規定に基づく過料に関する条例.....	8
愛媛県整肢療護園使用料条例の一部を改正する条例.....	9
愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....	9
愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例.....	9
愛媛県文化財保護条例の一部を改正する条例.....	10
愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の人数に関する条例の一部を改正する条例.....	10

条 例

○愛媛県条例第37号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年 7月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「住居と勤務場所との間」を「次に掲げる移動」に、「往復する」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 住居と勤務場所との間の往復
- (2) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）
- (3) 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）

第2条の2第2項中「前項の往復」を「前項各号に掲げる

移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に改める。

第8条の2第1項中「障害の等級」を「傷病等級」に改める。

第9条中「までの等級」を「までの障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第12条第1項第4号中「等級」を「障害等級」に改める。

附則第2条の3第1項中「障害の等級に」を「障害等級に」に改め、同項の表中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附則第2条の4第2項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表第1種別の項等級の欄中「等級」を「傷病等級」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表に定める傷病等級に該当する障害は、法第28条の2第1項第2号に規定するところによる。

別表第2種別の項等級の欄中「等級」を「障害等級」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、法第29条第2項に規定するところによる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第2条の2の規定は、平成18年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第38号

知事等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年 7月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

知事等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

（知事等の退職手当に関する条例の一部改正）

第1条 知事等の退職手当に関する条例（昭和31年愛媛県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「100分の70」を「100分の60」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の45」に改め、同項第3号中「100分の40」を「100分の35」に改め、同項第4号中「100分の35」を「100分の30」に改める。

（教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

第2条 教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例（昭和31年愛媛県条例第52号）の一部を次のよう

に改正する。

第4条第2項中「100分の40」を「100分の35」に改める。

(常勤の監査委員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 常勤の監査委員等の退職手当に関する条例(昭和33年愛媛県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条中「月数」の下に「(その月数が48月を超える場合は、48月)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

を控除した金額

第15条中「所得税法」の下に「(昭和40年法律第33号)」を加え、「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第45号。以下「令」という。)」に改める。

第16条中「100分の32」を「5分の2」に改める。

第18条の2第1項第1号ウの表中「100分の4.4」を「100分の3.8」に、「100分の6.6」を「100分の5.5」に、「100分の8.6」を「100分の7.2」に改め、同項第2号の表中「100分の5.6」を「100分の5」に、「100分の7.5」を「100分の6.6」に改め、同項第3号の表中「100分の5.6」を「100分の5」に、「100分の8.4」を「100分の7.3」に、「100分の11」を「100分の9.6」に改め、同条第2項第1号の表中「100分の5.6」を「100分の5」に、「100分の7.5」を「100分の6.6」に改め、同項第2号の表中「100分の5.6」を「100分の5」に、「100分の8.4」を「100分の7.3」に、「100分の11」を「100分の9.6」に改め、同条第3項中「100分の1.5」を「100分の1.3」に改め、同条第4項第1号ウ中「100分の8.6」を「100分の7.2」に改め、同号エ中「100分の11」を「100分の9.6」に改め、同項第2号中「100分の7.5」を「100分の6.6」に改め、同項第3号中「100分の11」を「100分の9.6」に改める。

第43条第1項第3号の表営業用の項中「一般乗合用」の下に「(道路運送法(昭和26年法律第183号)第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下自動車税について同様とする。)」を加える。

附則第5条第1項第2号中「及び附則第7条第1項」を「、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項」に改め、同項第3号中「第314条の4」を「第314条の6」に、「及び附則第5条第3項」を「、附則第5条第3項及び附則第5条の4第6項」に改める。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第7条第1項第1号中「100分の0.8」を「100分の1.2」に、「100分の0.4」を「100分の0.6」に改め、同項第2号中「100分の0.4」を「100分の0.6」に、「100分の0.2」を「100分の0.3」に改め、同項第3号中「100分の0.2」を「100分の0.3」に、「100分の0.1」を「100分の0.15」に改める。

附則第7条の2を次のように改める。

第7条の2 削除

附則第7条の3の次に次の1条を加える。

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第1項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

○愛媛県条例第39号

愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県核燃料税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年7月21日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県核燃料税条例の一部を改正する条例

(愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項及び第3項を次のように改める。

2 県民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の4を乗じて得た金額とする。

3 県民税の分離課税に係る所得割の額は、その年中の退職所得の金額に100分の4を乗じて得た金額とする。

第14条を次のように改める。

(調整控除)

第14条 県民税の所得割の納税義務者については、その者の前条第2項及び第8項の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

(1) 当該納税義務者の前条第8項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額
ア 5万円に、当該納税義務者が法第37条第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の2に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第37条第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円

2 前項の規定の適用がある場合における第16条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「前3条及び附則第7条の4第1項」とする。

3 第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、地方税法施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、法附則第5条の4第8項の市町村民税に関する申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町長に提出した場合（同条第4項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

附則第8条第1項中「及び附則第7条第1項の規定にかかわらず」を「、附則第7条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず」に改め、同項第1号中「100分の0.5」を「100分の0.6」に改め、同項第2号中「及び附則第7条第1項」を「、附則第7条第1項及び前条第1項」に改め、同条第2項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第6条」を削り、「附則第7条第1項」を「及び附則第7条の4第1項」に、「附則第7条第1項及び第8条第1項」と、附則第6条第2項第1号中「及び次条第1項」とあるのは「、次条第1項」を「、附則第7条の4第1項」に、「とする」を「と、同項第3号中「及び附則第5条第3項」とあるのは「、附則第5条第3項及び附則第6条第5項」とする」に改める。

附則第9条を次のように改める。

（県民税の分離課税に係る所得割の額の特例）

第9条 県民税の分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第13条第3項の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。

附則第10条第1項中「区分し、」の下に「前年中の」を加え、同項第1号中「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「100分の3」を「100分の4.8」に改め、同条第2項第1号中「第15条、第16条及び附則第7条第1項」を「第14条から第16条まで、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項」に、「これらの規定」を「第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第15条及び第16条」に、「同項各号」を「附則第7条第1項各号」に改め、同項第2号中「及び」を「並びに」に改め、「において準用する同条第1項」を削り、同項第3号を削る。

附則第12条第1項中「以下この条から附則第14条まで」を「次条第1項及び第2項並びに附則第14条」に、「100分の1.6」を「100分の2」に改め、同条第2項第1号中「第15条、第16条及び附則第7条第1項」を「第14条から第16条まで、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項」に、「これらの規定」を「第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第15条及び第16条」に、「同項各号」を「

附則第7条第1項各号」に改め、同項第2号中「及び」を「並びに」に改め、「において準用する同条第1項」を削り、同項第3号を削る。

附則第13条第1項中「土地等をいう。以下この条」の下に「及び附則第15条第2項」を加え、同項第1号中「100分の1.3」を「100分の1.6」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 32万円

附則第13条第1項第2号イ中「100分の1.6」を「100分の2」に改め、同条第3項中「、第37条の9の2又は第37条の9の3」を「又は第37条の9の2から第37条の9の4まで」に改める。

附則第14条第1号中「100分の1.3」を「100分の1.6」に改め、同条第2号アを次のように改める。

ア 96万円

附則第14条第2号イ中「100分の1.6」を「100分の2」に改める。

附則第15条第1項中「100分の3」を「100分の3.6」に改め、同条第2項中「100分の3」を「100分の3.6」に、「100分の1.6」を「100分の2」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第15条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

(2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第35条第5項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

附則第16条第1項中「法附則第35条の2第1項に規定する株式等（以下この項において「株式等」という。）の譲渡（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次条第1項において同じ。）をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（租税特別措置法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）」を「租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式

等に係る譲渡所得等」に改め、「区分し、」の下に「前年中の」を加え、「100分の1.6」を「100分の2」に改め、同条第2項第1号中「第15条、第16条及び附則第7条第1項」を「第14条から第16条まで、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項」に、「これらの規定」を「第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第15条及び第16条」に、「第16条中「同条第15項」とあるのは「法附則第35条の2第6項」と、同項各号」を「附則第7条第1項各号」に改め、同項第2号中「及び」を「並びに」に、「法附則第35条の2第9項において準用する同条第1項」を「法附則第35条の2第6項」に改め、同項第3号を削る。

附則第16条の2第1項中「含む」を「含み、証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く」に、「100分の1」を「100分の1.2」に改め、同条第2項中「これらの規定」を「第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項」に、「第15条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び」を「第14条」と、「並びに附則第16条第1項」とあるのは「並びに」に、「の規定による県民税の所得割の額」と、第16条及び附則第7条第1項」を「と、「附則第7条第1項各号」とあるのは「附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第7条第1項各号」に、「同条第1項」を「法附則第35条の2第6項」に改め、「において準用する同条第1項」を削る。

附則第16条の4第1項中「区分し、」の下に「前年中の」を加え、「100分の1.6」を「100分の2」に改め、同条第2項第1号中「第15条、第16条及び附則第7条第1項」を「第14条から第16条まで、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項」に、「これらの規定」を「第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第15条及び第16条」に、「同項各号」を「附則第7条第1項各号」に改め、同項第2号中「及び」を「並びに」に改め、「において準用する同条第1項」を削り、同項第3号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る県民税の課税の特例）

第16条の5 県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（租税条約実施特例法第3条の2の2第5項第4号の規定により読み替えられた法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の

5の税率から租税条約実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の2を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の2の税率）を乗じて計算した金額に相当する県民税の所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 第15条、第16条及び附則第7条第1項の規定の適用については、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の5第1項に規定する条約適用利子等の額（租税条約実施特例法第3条の2の2第5項第4号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。
 - (2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項の規定に係る市町村の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。
 - (3) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第2項第1号中「除く。」の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」と、同項第2号中「除く。」の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項の規定に係る市町村の条例の規定による市町村民税の所得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。
- 3 県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第6項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用

配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（租税条約実施特例法第3条の2の2第8項第4号の規定により読み替えられた法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5（平成20年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3）の税率から限度税率を控除して得た率に100分の32（同日までに支払を受けるべきものにあつては、3分の1）を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の1.6（同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の1）の税率）を乗じて計算した金額に相当する県民税の所得割を課する。

4 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の法第45条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第15条、第16条及び附則第7条第1項の規定の適用については、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、同項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等の額（租税条約実施特例法第3条の2の2第8項第4号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

(2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第12項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

(3) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中

「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第2項第1号中「除く。」の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」と、同項第2号中「除く。」の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。

6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項の規定の適用がある場合を除く。）における第16条の規定の適用については、同条中「又は同条第15項」とあるのは「若しくは附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の法第45条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの条の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認める場合を含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は法第32条第15項」とする。

附則第19条を次のように改める。

（法人の事業税の税率の特例）

第19条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第18条の2第1項第2号中

各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の6.6
-------------------------------	----------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額及び清算所得	100分の6.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の7.9

と、同条第4項第2号ア中「100分の6.6」とあるのは「100分の6.6（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9）」とする。

別表を削る。

第2条 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

附則第16条の5第2項第1号中「第15条、第16条及び附則第7条第1項」を「第14条から第16条まで、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項」に、「第15条及び第16

条」を「第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項」に、「所得割の額及び」を「所得割の額並びに」に、「同項中」を「第15条及び第16条中」に、「所得割の額並びに」を「所得割の額及び」に、「同項各号」を「附則第7条第1項各号」に改め、同項第3号を削り、同条第3項中「100分の32（同日までに支払を受けるべきものにあつては、3分の1）」を「5分の2」に、「100分の1.6」を「100分の2」に、「100分の1」を「100分の1.2」に改め、同条第5項第1号中「第15条、第16条及び附則第7条第1項」を「第14条から第16条まで、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項」に、「第15条及び第16条」を「第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項」に、「所得割の額及び」を「所得割の額並びに」に、「同項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」を「第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第7条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等に係るもの」に改め、同項第3号を削る。

（愛媛県核燃料税条例の一部改正）

第3条 愛媛県核燃料税条例（平成15年愛媛県条例第54号）

の一部を次のように改正する。

第10条中「第278条第4項」を「第278条第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中愛媛県税賦課徴収条例附則第16条の4の次に1条を加える改正規定 公布の日
 - (2) 第1条中愛媛県税賦課徴収条例第13条第3項の改正規定、同条例附則第9条の改正規定及び同条例別表を削る改正規定並びに第3条の規定 平成19年1月1日
 - (3) 第1条中愛媛県税賦課徴収条例第16条の改正規定及び同条例附則第7条の2の改正規定並びに第2条中愛媛県税賦課徴収条例附則第16条の5第3項の改正規定並びに附則第4項の規定 平成20年4月1日
 - (4) 第1条中愛媛県税賦課徴収条例第43条第1項第3号の改正規定 道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）の施行の日
（県民税に関する経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の愛媛県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第13条第2項及び第14条並びに附則第7条第1項、第8条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第14条、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第16条の2第1項並びに第16条の4第1項の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成18年度分までの個人の県民税については、なお従前の例

による。

- 3 新条例の規定中分離課税に係る所得割（地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）第1条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第50条の2の規定によって課する所得割をいう。以下この項及び附則第5項において同じ。）に関する部分は、平成19年1月1日以後に支払うべき退職手当等（同条に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。
- 4 新条例第16条の規定及び第2条の規定による改正後の愛媛県税賦課徴収条例附則第16条の5第3項の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成19年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 5 県は、平成19年度分の個人の県民税に限り、当該県民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の県民税に係る新条例第13条第8項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この項において「合計課税所得金額」という。）が、新条例第14条第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成20年度分の個人の県民税に係る合計課税所得金額、新条例附則第12条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額、新条例附則第15条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額、新条例附則第16条第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び新条例附則第16条の4第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額並びに第2条の規定による改正後の愛媛県税賦課徴収条例附則第16条の5第1項に規定する条約適用利子等の額（地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第26条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下この項において「新租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第5項第4号の規定により読み替えて適用される新法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び新条例附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等の額（新租税条約実施特例法第3条の2の2第8項第4号の規定により読み替えて適用される新法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額が、新条例第14条第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超えないものについては、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除して得た金額（地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第12条第1項第1号に掲げる金額が同項第2号に掲げる金額に満たない場合においては、当該控除して得た金額から同号に掲げる金額から同項第1号に掲げる金額を控除した金額を差し引いた金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。））を、新条例及び第2条の規定による改正後の愛媛県税賦課徴収条例附則第16条の5の規定中所得割に関する部分（新条例第16条の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から減額するものとす

る。

- (1) 当該納税義務者の平成19年度分の新条例第13条第2項及び第8項の規定による所得割の額から新条例第14条の規定による控除額を控除した金額
- (2) 当該納税義務者の平成19年度分の個人の県民税に係る新条例第13条第8項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき第1条の規定による改正前の愛媛県県税賦課徴収条例第13条第2項の規定を適用して計算した所得割の額
- 6 愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第46号）附則第6項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「0とする。）」とあるのは「0とする。）」の3分の2に相当する金額」と、「新条例及び第2条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例附則第16条の5の規定中所得割に関する部分（新条例第16条の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額」とあるのは「愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第46号）附則第6項の規定による所得割の額」とする。
- 7 第5項の規定は、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者から、平成20年7月1日から同月31日（同月1日以後において同項の規定の適用を受けることとなった者については、当該適用を受けることとなった日から1月を経過した日の前日）までの間に、平成19年1月1日現在における住所所在地の市町長に対して、地方税法施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用するものとする。
（事業税に関する経過措置）
- 8 新条例第18条の2第1項第1号ウ、第2号及び第3号、第2項、第3項並びに第4項第1号ウ及びエ、第2号並びに第3号並びに附則第19条の規定は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散による清算所得に対する事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第40号

愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年7月21日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例（昭和47年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3条中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用期日）

2 改正後の愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成18年4月1日から適用する。

（申告期限の特例）

3 新条例第4条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものにあつては、同条の規定にかかわらず、同日を申告期限とする。

○愛媛県条例第41号

愛媛県輸入促進地域における県税の特別措置に関する条例を廃止する条例を次のように公布する。

平成18年7月21日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県輸入促進地域における県税の特別措置に関する条例を廃止する条例

愛媛県輸入促進地域における県税の特別措置に関する条例（平成8年愛媛県条例第18号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第42号

愛媛県公告式条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年7月21日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県公告式条例の一部を改正する条例

愛媛県公告式条例（昭和25年愛媛県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「登載して」を「掲載して」に、「但し」を「ただし」に、「登載する」を「掲載する」に、「見易い」を「見やすい」に改める。

本則に次の1条を加える。

（愛媛県報の発行）

第6条 愛媛県報は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。）により不特定多数の者が愛媛県報に掲載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて規則で定めるものとする。

2 前項に規定する方法による愛媛県報の発行は、愛媛県報に掲載すべき事項を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に県の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となつた時に行われたものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、事故その他特別の事情により、同項に規定する方法により愛媛県報を発行することが

できないとき、又は著しく困難であるときは、これに代えて書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるものをいう。）をもつて愛媛県報を発行することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。
（財政事情の公表に関する条例の一部改正）
- 2 財政事情の公表に関する条例（昭和23年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「県公報掲載」を「愛媛県報への掲載」に改め、「これを」を削り、同条第2項及び第3項を削る。
（愛媛県県民賞条例の一部改正）
- 3 愛媛県県民賞条例（昭和32年愛媛県条例第40号）の一部を次のように改正する。
第7条第1項中「県公報に掲載して」を「愛媛県報に掲載して」に改める。
（愛媛県県営住宅管理条例の一部改正）
- 4 愛媛県県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項第1号を次のように改める。
（1）愛媛県報への掲載
（愛媛県監査委員条例の一部改正）
- 5 愛媛県監査委員条例（昭和39年愛媛県条例第13号）の一部を次のように改正する。
第11条中「掲載して」を「掲載して」に改める。

○愛媛県条例第43号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。
平成18年7月21日

愛媛県知事 加戸守行

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年愛媛県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「署名検証者」という。）の下に「及び同条第6項に規定する団体署名検証者（以下「団体署名検証者」という。）」を加え、同条第3項中「第17条第1項に規定する行政機関等又は認定認証事業者等」を「第17条第1項各号に掲げる者又は団体署名検証者の同条第5項各号に掲げる団体若しくは機関」に改める。

附 則

この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第44号）の施行の日から施行する。

○愛媛県条例第44号

障害者自立支援法施行条例及び愛媛県事務処理の特例に関

する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年7月21日

愛媛県知事 加戸守行

障害者自立支援法施行条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

（障害者自立支援法施行条例の一部改正）

第1条 障害者自立支援法施行条例（平成18年愛媛県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第115条第1項」を「並びに第115条第1項」に改め、「平成18年政令第10号」の下に「。以下「政令」という。」を、「第50条」の下に「並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項」を加える。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（市町が処理する事務）

第7条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（法の施行のための規則に基づく事務を含む。）は、市町が処理することとする。

- (1) 法第54条第3項の精神通院医療に係る医療受給者証（以下「医療受給者証」という。）の交付に関する事務
- (2) 法第56条の規定に基づく支給認定の変更の認定の申請及び医療受給者証の提出の受付並びに当該申請に係る申請書及び当該医療受給者証の知事への送付に関する事務並びに当該医療受給者証の交付に関する事務
- (3) 政令第32条第1項の規定に基づく変更の届出に係る医療受給者証の交付に関する事務
- (4) 政令第33条第1項の規定に基づく再交付の申請に係る医療受給者証の交付に関する事務
- (5) 障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第48条第3項の規定に基づく医療受給者証の返還の受付及び当該医療受給者証の知事への送付に関する事務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であつて規則で定めるもの

（愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第2条 愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表17の2の項を次のように改める。

17の2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務のうち、同法第45条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく政令で定める精神障害の状態にないと認められた旨の通知に係る通知書の交付に関する事務	各市町
--	-----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第45号

児童福祉法第62条の3の規定に基づく過料に関する条例を次のように公布する。

平成18年7月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

児童福祉法第62条の3の規定に基づく過料に関する条例

次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の4第2項の規定による施設受給者証の返還を求められてこれに応じない者
- (2) 正当の理由がないのに、児童福祉法第57条の3第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

○愛媛県条例第46号

愛媛整肢療護園使用料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年7月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛整肢療護園使用料条例の一部を改正する条例

愛媛整肢療護園使用料条例（昭和27年愛媛県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「者」の下に「又はその保護者」を、「児童福祉法」の下に「（昭和22年法律第164号）」を加える。

第2条を次のように改める。

第2条 前条の規定により徴収する使用料の額は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定施設受給者同条第2項の規定により算定した費用の額と同条第1項に規定する特定費用の額との合計額
- (2) 診療 健康保険法（大正11年法律第70号）又は老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による療養又は医療に要する費用の額及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定方法により算定した額を基準として知事が定める額

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

○愛媛県条例第47号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年7月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「104の2の項」の下に「から104の4の項まで、104の8の項、104の10の項」を、「分析」の下に「、研修」を加える。

別表2の表中104の6の項を104の9の項とし、同項の次に次のように加える。

104の10 介護保険法第69条の8第2項の規定に基づく介護支援専門員更新研修の実施	介護支援専門員更新研修受講手数料	(1) 介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者に対する更新研修 21,000円 (2) 介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員の業務に従事しているか又は従事していた経験を有する者に対する更新研修 23,000円（介護支援専門員証の有効期間の更新が2回目以降の場合にあっては、12,000円）
--	------------------	--

別表2の表中104の5の項を104の7の項とし、同項の次に次のように加える。

104の8 介護保険法第69条の7第2項の規定に基づく介護支援専門員再研修の実施	介護支援専門員再研修受講手数料	21,000円
--	-----------------	---------

別表2の表中104の4の項を104の6の項とし、104の3の項を104の5の項とし、104の2の項事務の欄中「（平成9年法律第123号）」を削り、同項名称の欄中「介護支援専門員実務研修受講試験実施事務手数料」を「介護支援専門員実務研修受講試験手数料（試験実施事務手数料）」に改め、同項を同表104の3の項とし、同項の次に次のように加える。

104の4 介護保険法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施	介護支援専門員実務研修受講手数料	21,000円
---	------------------	---------

別表2の表104の項の次に次のように加える。

104の2 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の問題の作成及び合格の基準の設定	介護支援専門員実務研修受講試験手数料（試験問題作成事務手数料）	1,000円
---	---------------------------------	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第48号

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年7月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和48年愛媛県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「長」の下に「。第9条第2項第1号から第3号までを除き、以下同じ。」を加え、同条第3項中第12号を削り、第13号を第12号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第49号

愛媛県文化財保護条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年7月21日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県文化財保護条例の一部を改正する条例

愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第42条に次の2項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1) 建築の日から50年を経過していない建築物の改築又は除却

(2) 設置の日から50年を経過していない工作物（建築物を除く。以下同じ。）の改修若しくは除却又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

(3) 第40条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の改修又は除却

(4) 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

5 県指定史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出があつた日から起算して7日以内に限り、当該届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

第43条の7第1項中「現状変更等」という。）の下に「並びに第2号に規定する現状変更等」を加え、「同号ク」を「第1号ク」に改め、同項第1号ウ中「（建築物を除く。以下このウにおいて同じ。）」を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「前号ア」を「第1号ア」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第42条第4項各号に掲げる行為（同項第1号に掲げる行為については、前号ア又はイに掲げる現状変更等に該当するものに限る。）に係る同項後段の規定に基づく届出の受理及び同条第5項の規定に基づく指示に関する事務

第47条中「第20条又は第42条」を「第20条第1項から第3項まで又は第42条第1項若しくは第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の愛媛県文化財保護条例（以下「改正前の条例」という。）第42条第1項の規定による許可を受けている者であつて、当該許可に係る行為が改正後の愛媛県文化財保護条例（以下「改正後の条例」という。）第42条第4項各号に掲げる行為に該当して同項の規定により届出をすべきものは、この条例の施行の日当該届出をしたものとみなす。この場合において、当該許可に係る改正前の条例第42条第2項において準用する改正前の条例第20条第2項の規定による指示は、当該届出に係る改正後の条例第42条第5項の規定による指示とみなす。

3 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第42条第1項の規定による許可の申請であつて、改正後の条例第42条第4項の規定により届出をすべき者に係るものは、この条例の施行の日同項の規定によりした届出とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第50号

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年7月21日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成6年愛媛県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「50人」を「47人」に改める。

別表上浮穴郡選挙区の項、喜多郡選挙区の項及び北宇和郡選挙区の項を削り、同表松山市選挙区の項を次のように改める。

松山市・上浮穴郡選挙区	16人
-------------	-----

別表今治市・越智郡選挙区の項議員数の欄中「7人」を「6人」に改め、同表宇和島市選挙区の項を次のように改める。

宇和島市・北宇和郡選挙区	4人
--------------	----

別表新居浜市選挙区の項議員数の欄中「5人」を「4人」に改め、同表大洲市選挙区の項を次のように改める。

大洲市・喜多郡選挙区	2人
------------	----

別表西予市選挙区の項議員数の欄中「2人」を「1人」に改める。

附 則

1 この条例は、次の一般選挙から施行する。

2 この条例施行の際現に愛媛県議会議員の職にある者については、その任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。